号及び第五号の三において「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

四　第一号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

五　取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

六　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項

イ　当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

ロ　イの者に委任する権限の内容

ハ　イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

七　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（前号に掲げる事項を除く。）

八　前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

第四節　取締役会

（取締役会の議事録）

第百一条　［1・2　略］

3　取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～五　略］

六　次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

［イ～ト　略］

チ　法第四百三十条の二第四項

［七・八　略］

4　［略］

（会計参与報告の内容）

第百二条　法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一・二　略］

三　会計方針（会社計算規則第二条第三項第六十二号に規定する会計方針をいう。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

［イ～ホ　略］

［四～八　略］

（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象）

第百八条　法第三百八十九条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項

［イ～チ　略］

リ　法第七百七十四条の三第一項第三号の資本金及び準備金の額に関する事項

ヌ　法第七百七十四条の三第一項第八号イの資本金及び準備金の額に関する事項

四　［略］

第九節　指名委員会等及び執行役

（執行役等の報酬等のうち株式会社の募集株式について定めるべき事項）

第百十一条　法第四百九条第三項第三号に規定する法務省令で定める事項は、同号の募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一　一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由

二　一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由

第四節　取締役会

（取締役会の議事録）

第百一条　［1・2　同上］

3　取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～五　同上］

六　次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

［イ～ト　同上］

［号の細分を加える。］

［七・八　同上］

4　［同上］

（会計参与報告の内容）

第百二条　法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一・二　同上］

三　会計方針（会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

［イ～ホ　同上］

［四～八　同上］

（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象）

第百八条　法第三百八十九条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

三　次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項

［イ～チ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　［同上］

第九節　指名委員会等及び執行役

［条を加える。］